

令和 3 年 4 月 28 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01362

研究課題名(和文) 組合代理における第三者保護と代理法との体系的分析

研究課題名(英文) Analysis of Third Party Protection and Agency Law in the Field of Partnership Agency

研究代表者

西内 康人(Nishiuchi, Yasuhito)

京都大学・法学研究科・准教授

研究者番号：40437182

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：前提として、平成29年の民法改正では、一方で、組合代理に関する規定が整備されたものの、他方、第三者の保護を中心に組合法においては解釈によって埋められるべき欠缺が、代理法によって解決されるべく存置されることになった。本研究は、こうした組合の代理法における第三者保護について、主としては、包括代理権が与えられる業務執行者の定義、業務執行者の代理権の範囲、業務執行者が置かれない場合の常務を基礎とした代理法による保護、これらについて代理その他の民事法の体系から明らかにした。副次的には、組合代理の任意代理性を支える組合契約の性質を、合意に基礎を置く契約の一種であるという観点から明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

主たる成果である、包括代理権が与えられる業務執行者の定義、業務執行者の代理権の範囲、業務執行者が置かれない場合の常務を基礎とした代理法による保護の分析は、これまで一部注釈書を除けば包括的に分析されることがなかった点について、体系的に分析を行い法的安定性を向上させるという意味がある。特に、組合法においては判例が少なく、この結果として判例を中心とした法理の解明に限界があったところ、代理法との関連を見据えつつ学理的な観点から法理の解明を進めたことに意味がある。副次的に明らかにした合意に基礎を置く契約の一種としての組合契約という観点は、組合契約の分析にその他の契約法理を使える基礎を与える意味がある。

研究成果の概要(英文)：In the 2017 revision of the Civil Code in Japan, on the one hand, the provisions on the representation of partnerships were established, but on the other hand, the deficiencies that should be filled by interpretation in the partnership law with regard to the protection of third parties are left to be resolved by the agency law.

In this study, regarding the protection of third parties under the law of agency of such partnerships, the definition of the operating officer who is given the comprehensive agency right, the scope of the agency right of the operating officer, and the apparent authority based on the ordinary business when no operating officer is appointed were clarified from the system of the law of agency and other area of the civil law. Secondly, the nature of the partnership contract, which supports the private appointment of agency of the partnership, was clarified from the perspective that the partnership contract is a type of agreement-based contract.

研究分野：組合

キーワード：組合 代理 契約

## 1. 研究開始当初の背景

本研究は、次のような民法改正における組合法での積み残し状況を背景とするものである。すなわち、一方で、組合法については、民法改正で、組合代理の問題がそれ以外の業務執行から括りだされる形で規定された(新民法670条の2、670条)。これにより、代理とそれ以外の業務執行の問題を区別すべきと考えてきた学説にそった整理が明文化された。

他方、組合と取引した第三者の保護については、第三者保護規定を置くことも検討されたものの、特段の規律は設けないこととされている(民法(債権関係)の改正に関する中間試案の補足説明・534頁)。この理由は次の二点である(法制審議会民法(債権関係)部会資料75A・51頁)。第一に、「特段の留保なく「代理」の用語を用いており、表見代理に関する規定の適用を前提としている」からである。第二に、「組合が団体的性格を有するとしても、法人格を有せず、契約によって成立するものであり、法人と同水準の第三者保護規定を別途設ける必要性が高いとはいえない」からである。

したがって、第三者の保護を中心に、組合法においては解釈によって埋められるべき欠缺が、代理法によって解決されるべく存置されることになったといえる。そして、この問題を考える上では、以下のような付随的問題を、三つの段階を追って整理する必要がある。

すなわち、第一に、組合代理における代理権の法的性格を整理する必要がある。というのは、組合代理の法的性格をいかなる形で理解するかは、あまり明確な議論が行われてこなかったところ、この問題は表見代理規定の適用の適否と関係してくるからである。つまり、業務執行規定とは無関係に各組合員が代理権を持つとする単独代理権説が、現在の通説となっている(新版注民法17巻103頁以下〔品川孝次〕参照)。これに対し、業務執行規定に従って代理権が生じるという業務執行事項説もある(たとえば、法典調査会民法議事速記録〔学振版〕38巻82丁表以下)。そして、この業務執行事項説は、組合代理を法定代理に近いものと見る考えと親和的であるところ、その逸脱について安易に民法110条を適用することは、法令により代理権の範囲が限定されている趣旨を損なう解釈論であると指摘されている(山本敬三『民法講義 -1 契約』(有斐閣、2005年)766頁の注31を参照)。したがって、110条による代理権の範囲の拡張は、代理権の発生根拠につき、組合契約当事者の意思推定により認められるものだと解する場合に限って、適合的な解釈となる(任意代理に近い可能性や110条の適用可能性については、中田裕康『契約法』(有斐閣、2017)569頁以下も参照)。組合代理の法的性質を自覚的に論じる見解は未だ少数に留まっている。

また、これと関連して第二に、業務執行者の選任の性格を整理する必要がある。というのは、一方で、について、業務執行者の代理権がかりに任意代理に近いものだと考えることは可能であり、民法上の任意代理では内部的な委託の範囲を超える代理権の範囲は、通常は与えられない。他方、昭和38年判例は業務執行者の代理権制限を単なる内部的制限とその対抗と考えており、内部的な委託を超える代理権を認めるような説示をしている。この点、たとえば、商法上の支配人のように任意代理としての性格を有したまま内部的制限と対抗という考えを採用する場合もあるところ、業務執行者選任の性格がこれに近いものか否かは民法では十分に整理されておらず、これを整理する必要がある。

そして、第三に、代理法に内在する第三者保護の法理を考える必要がある。つまり、一方で、上述したように民法改正後は表見代理の適用が中心になると考えられる。他方、業務執行者の代理に関する昭和38年判例については、について見たように、民法110条の単純な適用ではないとの意見も根強い。むしろ、昭和38年判例で示された要件や立証責任は、代理権濫用に近い側面もある。状況としても、昭和38年判例のような事例は、原則として制限不可能な代理権があることを前提として、代理権濫用に典型的な内部的義務違反を犯して代理権が行使された場面だと見る可能性はないのか、整理する必要がある。また、を踏まえて、各組合員による代理行為について民法110条の適用可能性を整理する必要がある。

## 2. 研究の目的

本研究の核心的な「問い」は、上記からへの関連性を意識しつつ代理法との関連性の中で組合代理を位置づけた場合に、特ににおける第三者保護のあり方はどのようなものになるのか、というものである。

すなわち、以上のような1の民法改正における組合法の状況を背景として、そのからで示した問題点についてさらに検討を深め、これを統合して特にの問題について一定の解釈論を提示することを目的とする。具体的には、次のような学術的独創性がある。

## 3. 研究の方法

研究の方法としては、次の三つの観点に即してその研究を深めるということを軸に進められる。

すなわち、第一に、代理法との関係を意識した法学的、体系的整理にかかる観点である。つまり、一方で、従来の議論の中心は、民法110条と民法旧54条という適用条文に関する争い、な

らびに、これと関連した第三者の保護範囲とその要件の具体化に関する利益衡量上の争いが、中心であった。上記(1) で見た単独代理権説と業務執行事項説の争いも、こうした問題について付随的に争われていたに過ぎない。他方、こういった結論ありきの議論の仕方を反省し、代理法との関係から論じる上記山本敬三・中田裕康のような法学的、体系的論述も現れてきているものの、体系書での一部を用いた記述に過ぎず、議論の深め方や整理の網羅性についてはなお限界がある。そこで、本研究ではこういった山本敬三・中田裕康による観点を受け継いで、代理法との関係を意識してより徹底的な法学的、体系的な研究を行うという点で、学術的独創性がある。この点の深化は、特に、上記1 に関して進められる。

第二に、第一の点とも関係するが、特に業務執行者に現れるような代理権の包括性と任意代理との関係を意識するという観点である。すなわち、上記1 で見たように、任意代理権としての組合代理の理解と、昭和38年判例での業務執行者の代理権の範囲を内部的制限と切り離す説示とは、直ちには調和しづらい側面を有している。言い換えれば、民法での任意代理権は通常、代理人という一定の地位への選任への意思的関与と代理権授与範囲への意思的関与の両方を認めるものと理解されており、この後者、範囲の問題を意思的関与から切り離す昭和38年判例は、民法では異質である。この異質感につき、任意代理として理解されている場面を商法等も含めて整理することを通じて、体系的な問題解決を図ろうとする点に、本研究の学術的独創性がある。この点の深化は、特に、上記(1) に関して進められる。

第三に、上記第一、第二の点と関係して、組合を取引した第三者の保護法理として、代理法の可能性を探るという観点である。すなわち、上記1 でも指摘したように、昭和38年判例との整合性という点からは、民法110条などの表見代理規定を中心に問題を検討すべきか否かは、なお検討される必要がある。そして、上記1 と関連して、任意代理と包括代理権との調和がはかられるならば、代理権者の内部的義務違反に関する議論をも見るべきである。また、各組合員の代理権を基本代理権として民法110条を適用するという考えについては、そもそも民法110条を柔軟に適用して利益衡量を行うことの是非を含めて検討されるべきである。こうした代理法に内在する第三者保護との体系的な調和を図ろうとする点に、本研究の学術的独創性がある。この点の深化は、特に、上記(1) に関して進められる。

そして、本研究は、大きく分けて、次の二つの部分から構成される。すなわち、(a)上記1の からの各問題について法的问题を整理して解釈論を示す各論的部分と、(b)この からの相互関係を意識して特に について民法の体系に即した調和的解決を導く統合的部分である。

#### 4. 研究の成果

以上の結果として、問題関心に沿った主たる成果として二点を明らかにし(1)、また、副次的に後述する二点を明らかにした(2)と(3)。

##### (1)問題関心との関係での成果

###### (a)業務執行組合員代理の問題の複層性

まず考察したのは、業務執行組合員がいる代理行為を行った場合の、問題処理の複層性である。すなわち、組合員が業務執行者となる場合には、業務執行者として代理権が発生する可能性と、組合員として代理権が発生する可能性を考察する必要がある。

そして、まず前者の問題については、業務執行者の定義があまり明確ではないことを明らかにした。すなわち、かりに、業務執行者の定義を、包括的な業務執行の委託を受けた者としよう。この定義を採用する場合の問題は、業務執行権に一定の制約が組合契約で加えられている場合の処理である。つまり、本問のように、対外的業務執行権の一部に内部的制限を加えている場合、包括的な業務執行の委託とはいえないのではないかと、という疑問が生じる可能性がある。しかし、判例は、対外的業務執行権の一部に制約を加えられている者であっても、業務執行者であることを前提に議論を進めている(最判昭和38・5・31民集17巻4号600頁)。このような業務執行者の定義の難点は、商法上の支配人の定義の難点と同様の問題である。つまり、支配人には、(a)営業所に関する包括的業務執行権が授与された者という定義と、(b)当該営業所の主任者という定義と、二通りの定義がある。そして、(a)説だと、対外的業務執行権の内部的制限がある者は支配人でなくなってしまう、したがって、支配人と取引をした相手方の保護を定めた商法の規定が適用されなくなる、と(b)説から批判されている。

この(b)説に説得力があると考え、この考えに沿って業務執行者を定義する場合には、組合事業の主任者たる地位の有無から、業務執行者を定義することになろう(事務処理権限委託の包括性は、業務執行者の認定にとって、直接には問題とならない。もっとも、主任者たる地位が評価的概念であって、評価根拠事実によって間接的に認定されるものと考えらるなら、委託の包括性の程度は、主任者たる地位を認めるための評価根拠事実と理解することもできよう)。

また、前者の問題との関係では、業務執行者の代理権に内部的制限が加えられている場合の判例の処理について、主観的要件や主張・立証責任については、会社法における内部的手続違反の判例(最判昭和40・9・22民集19巻6号1656頁)との類似性を示唆した。すなわち、つまり、当該判例では、株式会社の代表取締役が、取締役会の決議を経てすることを要する対外的な個々の取引行為を、右決議を経ないでした場合でも、右取引行為は、相手方において右決議を経ていることを知りまたは知ることができたときでないかぎり、有効である、とされている。ここで

は、一般法人法 77 条 5 項と同様の要件効果を定める会社法 349 条 5 項では処理できないような、法令上の内部的な手続違反が問題となっている。そして、これらの規定のような特別の保護がない限りにおいて、内部的な手続違反については、相手方の主観的要件は無過失、主張立証責任は団体の側とした上で、団体と取引した第三者の保護が認められているのが、判例の現状だと言える。

他方、後者については、代理権が業務執行規定と同様の基準により発生すると考える場合、常務の意義が問題となるものの、これもあまり明確でないことを明らかにした。すなわち、常務は二つの定義がある。まず、通説は事務の軽微性から常務を定義している。これに対し、少数説として組合目的の範囲内から決める見解があり、軽微なものと言えなくても組合目的の事業の部類に属するなら常務といえる（たとえば、物品販売目的の組合での多額取引も常務）とする立場がある。

また、後者については、民法 110 条を適用する上で注意すべき問題の軸を明らかにした。すなわち、第一に、基本代理権の発生根拠は、任意代理に近いものだと考えるのか、それとも、法定代理に近いものだと考えるのか、という問題である。第二に、民法 670 条の 2 という法令により、代理権の範囲が定められていることの意味である。ここで、第一の問題について法定代理に近いものだと考えた場合に、その逸脱について安易に民法 110 条を適用して相手方保護の範囲の拡張を図ることは、法令により代理権の範囲が限定されている趣旨を損なう解釈論である（民法 761 条から生じる基本代理権を 110 条による拡張につき慎重な態度を示した最判昭和 44・12・18 民集 23 巻 12 号 2476 頁を参照）。したがって、民法 110 条による代理権の範囲の拡張は、民法 670 条の 2 第 3 項による常務についての代理権の発生根拠につき、組合契約当事者の意思推定により認められるものだと解する場合に限って（つまりは、任意代理に近いものだと考える場合に限って）、適切な解釈となろう。

## (2) 組合代理の任意代理性を支える組合契約の契約性

以上の成果の一部は、組合での代理権を発生させる根拠となる組合契約が、その他の契約と同様に当事者の意思に基礎を置く契約であることを前提とするものである。

すなわち、(1)で後者の問題として検討した常務を基本代理権とした民法 110 条の適用を認める根拠は、組合代理が任意代理権に近いものだと考えることによる。つまりは、組合で代理権を発生させるのが組合契約であって、しかも、これが委任による通常の代理と同様に当事者の意思に基づく契約であることを念頭に置いた方が説明しやすい。

このような立場を前提とした場合、組合契約はその他の法律行為、契約とバランスを欠くことの無いように解釈される必要がある。こうしたバランス論を意識した上で、次の点を示した。

すなわち、まず、民法改正で組合法に新たに追加された民法 667 条の 2、および、民法 667 条の 3 につき、これらの条文の意義を法律行為法、契約法全体との関連で明らかにすることを試みた。すなわち、一方で、民法 667 条の 2 では契約総則に属する民法 533 条、536 条、540 条以下の適用の排除を念頭に置いたものである。また、民法 667 条の 3 は、組合契約を組成する意思表示の一部に無効原因や取消原因がある場合であっても、これによる無効は他の組合員の意思表示に影響をおよばないことを示している。他方、民法 667 条の 2 で契約総則の規定が排除されているのは、組合契約で相互の出資が安定的に行われるべき特性によるものや組合契約で解除の特則が置かれていることであること、よって、以上の組合契約の特性に反せず、かつ、組合法での特則が存在しない限りでは、契約総則規定が適用されることを明らかにした。具体的に、解除法の適用につき、540 条や 547 条が適用される可能性を明らかにした。また、民法 667 条の 3 で以上の効果が定められているのも、組合契約を安定させるべきとの特性と、その他組合員の意思推定を根拠に置いており、この意思推定を根拠として重視する限りは、通常の法律行為の一部無効の処理と同様に一部無効の波及的影響を考慮することができると明らかにした。

また、組合を含めた団体について、ここに財産管理という特性がある限りにおいて、委任法が適用される可能性があることも明らかにした。具体的に素材としたのは、大阪高判平成 28・12・9 判時 2336 号 32 頁、判タ 1439 号 103 頁である。この判決では、権利能力なき社団たるマンション管理組合と各区分所有者との関係についての民法 645 条の類推適用が問題となり、これが肯定されている。この大阪高裁判決につき評釈を行い、委任法上の民法 645 条と団体法上の各種報告義務との関係につき別性質説（団体に委任法が適用されないことを前提に、団体に特有の保護として各種報告義務規定を団体法に定めている）と同性質説（団体に委任法が適用されることを前提に、団体の特性に照らして報告義務を修正するために、定足数規定などの特則を団体法に設けている）の両方の解釈が可能であって同性質説だと団体法上の各種報告義務規定がない場合に委任法から団体法へ報告義務を移植する可能性があること、また、こうした解釈が成り立つことを前提に委任法の適用・類推適用をする場合にどのような場合にどのような報告や開示を認めることができるのかを、具体的に明らかにした。特に、については、民法 645 条がどのような趣旨の規定かを考察し、(a)民法 645 条に基づき閲覧請求できる資料はどこまでか、(b)民法 645 条で請求できるのは写真撮影など謄写といった行為が含まれるかどうか、(c)民法 645 条は強行規定かどうかを明らかにした。すなわち、(a)については、持分的地位と把握可能な契約上の地位を共同相続した相続人に対して民法 645 条に基づく単独での閲覧謄写請求権を認めた最判平成 21・1・22 民集 63・1・228（以下、平成 21 年判決）が、この問題を考える上で、次の二点から役に立つ可能性を示した。すなわち、第一に、民法 645 条の趣旨について、

「委任者にとって、委任事務等の処理状況を正確に把握するとともに、受任者の事務処理の適切さについて判断するためには」報告が「必要不可欠である」と判示していることである。第二に、「預金の増減とその原因」を含めて知ることが必要だという結論部分である。以上をまとめると、平成 21 年判決は、「委任事務等の処理の状況」に素直に該当しうる「預金の増減」のみならず、「その原因」についても知る必要を「受任者の事務処理の適切さを判断するために」認めていることが特徴的である。そして、本件のような会計書類に関していえば、表面的な数字のみならず、この原因やこれを裏付ける資料、つまり、本件で問題となったような裏付資料をも含むものとして、民法 645 条を解釈することが許される可能性を示した。というのは、本件の事実経過が指し示しているように、会計書類はその裏付書類と付き合い合わせなければ、「受任者の事務処理の適切さ」を判断するには不十分だと考えられるからである。また、(b)については、(a)を参考に、会計書類という複雑で適切さの検証に時間のかかる書類については、その裏付資料を含めて謄写を行う権利を認めることが、「受任者の事務処理の適切さを判断するために」必要だと見ることができると示した。最後に、(c)については、最高裁は、フランチャイズ・チェーンの加盟店基本契約をめぐる、争点となった部分につき明文の規定がなかったと認定した上で、民法 645 条を参照して、「本件委託に通常の準委任とは異なる点」があるとしてもこの特性があるために「本件報告をする義務を負わないものと解されない限り」「合理的解釈」の名の下に報告義務を認めていることを念頭に（最判平成 20・7・4 判時 2028 号 32 頁、判タ 1285 号 69 頁）、こうした最高裁の「合理的解釈」に修正的解釈が含まれうるとみるなら、最高裁は実質的に民法 645 条を強行法規化している場面があると見ることができると示した。そして、以上の(a)から(c)に示した解釈論は、一般法人法 121 条や組合法の解釈論といった団体法理と考えられていることと調和的であることも示し、同質性説を補強した。

### (3)関連分野の解明

以上についてのさらに副次的な成果として、次の点を明らかにした。

すなわち、まず、広い意味での団体と関係する共有著作権の解釈論を示した論文の評釈を行った。そこでは、民法ではあまり対象とならない準共有の特殊問題を扱うとともに、民法ではあまり使われない経済分析の論拠が使われているとの特徴があり、これが民法の団体法に対して持つ影響を分析した。その結果として、対象とした論稿では、共有認識禁反言テーゼに見られるように、合意が持つ投資保護と投資促進の機能に注目し、投資により成立する 共有的権利に関する権限分配と結び付けた点に、大きな意味があることを明らかにした。すなわち、一方で、これまでの民法学の議論では、と がバラバラに議論される傾向があった。たとえば、については、関係特殊投資とその保護に関係した論考が存在しているところである。また、については、共有に関する原則とその変形につき、合有や総有といった共有者間の人的関係による説明、あるいは、互有など共有物の特性による説明が、それぞれ存在するところである。また、については、共有の成立原因として、相続と区分所有のそれぞれを典型とするものがあり、共有法にはこのそれぞれに関係する効果が混じって規定されていることを明らかにする論考があった。他方、本論考は が に影響することを明確にした点に特徴を持っている（この結果、たとえば、共有関係や組合などの団体関係の成立と切り離して、多数決条項など後発的になされる他者の意思決定に拘束される条項を合意できるか、という問題 などにつき、関係特殊投資の有無への注目といった解答の方向性を与えることに資するかもしれない）。

また、改正前民法では動機錯誤となることを前提に議論されていた特定物売買の性質錯誤が、改正法ではどのように扱われるのか（表示錯誤（民法 95 条 1 項 1 号）か、それとも、事実錯誤（同 2 号）か）という疑問を扱った。このような疑問を扱う理由は、性質錯誤は動機錯誤であるという定式的前提は、特定物の取引において性質は法律行為の内容とならないというものであったところ（原始的不能ドグマ、特定物ドグマ）、この前提は改正法で否定されるに至ったからである。この分析の結果として、特定物売買の性質錯誤は、一方で、民法改正後も事実錯誤の一種として通常の動機錯誤と同様に扱われるべきであり、他方、そのようなドグマ上の一定の手当て、および、実質論による一定の手当てを行うことが可能であることを明らかにした。具体的に、ドグマの側面では、付与意味基準説の修正、性質部分に限定して法律行為を取り消す可能性、錯誤法の修正的解釈の可能性を、明らかにした。また、実質論による手当として、錯誤の対象事項と、錯誤の原因に着目して、上記のような解釈論が正当化されうると示した。さらに、これら錯誤に関する付随的な問題として、債務不履行との関係についても、そこで問題となる考慮要素を整理することが可能であることを明らかにした。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 穴戸常寿, 大島義則, 川口大司, 西内康人, 橋本陽子	4. 巻 197
2. 論文標題 座談会 ロボット・AI時代の司法の対処すべき課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法の支配	6. 最初と最後の頁 6-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西内康人	4. 巻 477
2. 論文標題 事例問題の特徴 定期試験で問われるのは具体的にどのようなことなのか	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 40-44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西内康人	4. 巻 91巻13号
2. 論文標題 錯誤と論理パズル+	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 234-249
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西内康人	4. 巻 92巻3号
2. 論文標題 民法学のあゆみ 谷川和幸「共同著作物と共有著作権(1)～(5・完)」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 113-117
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 西内康人	4. 巻 57
2. 論文標題 判批 大阪高判平成28・12・9(権利能力なき社団たるマンション管理組合と各区分所有者との関係についての民法645条の類推適用)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 30-33
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件(うち招待講演 2件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 西内康人
2. 発表標題 契約締結過程と行動経済学 問題の設定
3. 学会等名 法と経済学会(招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 西内康人
2. 発表標題 行動経済学とその法的応用の概要
3. 学会等名 法と経済学会(招待講演)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 松岡久和, 松本恒雄, 鹿野菜穂子, 中井康之	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 1010
3. 書名 改正債権法 コメントール	

1. 著者名 山本 豊、大村 敦志、道垣内 弘人、山本 敬三	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 716
3. 書名 新注釈民法(14)債権(7)	

1. 著者名 千葉 恵美子、潮見 佳男、片山 直也	4. 発行年 2018年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 432
3. 書名 Law Practice 民法 総則・物権編〔第4版〕	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------